

2020年2月20日

各位

会社名	株式会社カーブスホールディングス
代表者名	代表取締役社長 増本 岳 (コード番号：7085 東証一部)
問合せ先	取締役管理本部長 松田 信也 (TEL. 03-5418-9922)

公募増資等の価格決定及び

オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数の決定のお知らせ

当社普通株式の公募増資等の価格（発行価格及び売出価格）及びオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募増資等の価格 1株につき 金 750 円

2. 価格決定の理由等

公募増資等の価格決定に当たりましては、720 円以上 750 円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、以下の点が特徴として見られました。

- ① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
- ② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
- ③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、750 円と決定いたしました。

なお、引受価額は 686.25 円と決定いたしました。

3. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 362,000 株

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 公募による新株式発行

増加する資本金	828,646,875 円 (1株につき 343.125 円)
増加する資本準備金	828,646,875 円 (1株につき 343.125 円)
上場時資本金の額	848,664,875 円

② 第三者割当による新株式発行

増加する資本金 (上限)	124,211,250 円 (1株につき 343.125 円)
増加する資本準備金 (上限)	124,211,250 円 (1株につき 343.125 円)

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行並びに株式売出しの概要

- | | | | |
|-----|------------------|--|------------|
| (1) | 募集株式及び売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 2,415,000株 |
| | 募集株式の種類及び数 | オーバーアロットメントによる売出し | |
| | 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 362,000株 |
| (2) | 申込期間 | 2020年2月21日(金曜日)から
2020年2月27日(木曜日)まで | |
| (3) | 払込期日 | 2020年3月1日(日曜日) | |
| (4) | 株式受渡期日 | 2020年3月2日(月曜日) | |

2. ロックアップについて

公募による募集株式発行(以下、「本募集」という。)に関連して、貸株人かつ現在株式会社コシダカホールディングス(以下、「コシダカホールディングス」という。)の株主であり、コシダカホールディングスが2020年3月1日を効力発生日として実施する予定の同社が保有する当社株式の全株式を現物配当(金銭以外の財産による配当)により同社株主に分配すること(以下、「本スピンオフ」という。)により当社株主となる予定である腰高博、当社の新株予約権保有者かつ現在コシダカホールディングスの株主であり、本スピンオフにより当社株主となる予定である当社取締役増本岳、坂本眞樹及び増本陽子並びに本スピンオフにより当社株主となる予定の株式会社ヨウザン、株式会社アイエムオー、腰高修、腰高美和子、土井義人、朝倉一博、佐々木敏之、株式会社コシヒロ、座間晶、西智彦、松田信也、村上正典、三浦とも子、加藤大輔、齋藤光、中内夢二及び鈴木康志は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2020年8月28日までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式(当社新株予約権の行使により取得した当社株式を含む。)の売却(ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行、及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年1月27日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

さらに、本募集に関連して、当社の新株予約権保有者かつ当社取締役である増本岳、坂本眞樹及び増本陽子は、上場(売買開始)日(当日を含む)後速やかに当社新株予約権を行使し、当社株式を取得することを予定しておりますが、当社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後2年が経過する日の2022年3月1日までの期間中、当社新株予約権の行使により取得した当社株式を継続して保有し、譲渡、質入れその他の一切の処分を行わない旨合意しております。

以上

ご注意：

この文書は予定されている本スピンオフ及び株式会社カーブスホールディングス株式の上場に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず株式会社カーブスホールディングスが作成する新株発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。新株発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分は引受証券会社より入手することができます。また、この文書は、米国における証券の投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。株式会社カーブスホールディングス株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。